

項 目 別	技能訓練所 (強制工作受處分人)		少年矯正學校 (受感化教育學生)		看 守 所		少年觀護所	
	新 入 所 人 數	月 在 （所 年 人 底 數）	新 入 校 人 數	月 在 （校 年 人 底 數）	新 入 所 人 數	月 在 （所 年 人 底 數）	新 入 所 人 數	月 在 （所 年 人 底 數）
	人	人	人	人	人	人	人	人
110年	132	-	362	636	6,707	2,255	2,742	316
111年	-	-	405	605	6,916	2,151	2,731	290
112年	-	-	408	619	8,732	2,779	3,099	367
113年	-	-	471	719	10,765	3,665	3,400	408
12月	-	-	35	719	966	3,665	319	408
114年	-	-	504	820	13,708	4,773	3,341	333
較上年±%	-	-	7.0	14.0	27.3	30.2	-1.7	-18.4
1月	-	-	48	731	943	3,616	236	339
2月	-	-	42	738	703	3,478	282	352
3月	-	-	45	771	1,063	3,555	268	316
4月	-	-	54	801	1,261	3,997	289	352
5月	-	-	42	822	1,217	4,302	311	362
6月	-	-	37	834	1,127	4,381	261	341
7月	-	-	47	776	1,247	4,488	359	398
8月	-	-	37	759	1,151	4,491	293	387
9月	-	-	38	773	1,234	4,660	258	347
10月	-	-	30	773	1,253	4,823	261	350
11月	-	-	35	787	1,362	5,015	248	348
12月	-	-	49	820	1,147	4,773	275	333

(續下表)

項 目 別	勒 戒 處 所					戒 治 所			月 容 受 (於 戒 年 看 治 年 底 守 人 暫 所 人 收 之 數)	少 年 矯 正 學 校		
	新 入 所 人 數	實 際 出 所 人 數	有 傾 繼 續 施 戒 用 治		無 傾 繼 續 送 戒 用 所	月 在 (所 年 人)	新 入 所 人 數	月 在 (所 年 人)		新 入 校 人 數	月 在 (校 年 人)	
			人	人								
110年	12,562	11,433	2,185	9,247	1,810	2,208	932	-	390	738		
111年	13,499	13,962	1,623	12,335	1,122	1,641	859	-	431	719		
112年	9,042	9,277	1,083	8,189	785	1,094	559	-	432	737		
113年	6,736	6,795	801	5,991	630	808	440	-	490	823		
12月	529	490	56	433	630	56	440	-	37	823		
114年	5,534	5,556	567	4,982	557	583	306	-	533	927		
較上年±%	-17.8	-18.2	-29.2	-16.8	-11.6	-27.8	-30.5	-	8.8	12.6		
1月	411	483	46	437	551	46	404	-	52	833		
2月	512	479	49	430	579	50	379	-	43	842		
3月	515	461	38	422	627	38	345	-	48	881		
4月	494	531	52	478	587	52	340	-	57	914		
5月	452	453	58	395	581	60	338	1	43	933		
6月	437	482	57	425	533	59	343	-	40	945		
7月	441	462	53	408	507	54	333	-	52	885		
8月	460	393	40	351	568	40	334	-	38	862		
9月	461	428	50	378	597	51	335	-	38	877		
10月	427	529	46	481	491	50	347	-	32	869		
11月	438	360	38	322	568	40	325	1	37	891		
12月	486	495	40	455	557	43	306	-	53	927		

說明：1.110年12月10日司法院釋字第812號解釋宣告強制工作處分違憲，嗣後即無該類收容人。

(續完)

2. 勒戒處所實際出所人數含有繼續施用毒品品項，傾向移送戒治、繼續施用毒品品項，不付觀察勒戒或逾期不為裁定者。

3.少年矯正學校明陽中學收容執行刑罰之學生(少年受刑人)，敦品、勵志、誠正中學及110年8月1日改制前之少年輔育院收容受感化教育學生。